

議案第 65 号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 25 日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷正宏

(提案理由)

育児部分休業制度の拡充に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月　　日

杉並区教育委員会教育長　　渋　谷　正　宏

杉並区教育委員会規則第　　号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第6項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第26条第4項中「、申請する当該会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第28条第2項中「、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第3項中「による部分休業」の次に「（以下「第1号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に改める。

第29条の2第1項中「満3歳に達した日」を「満6歳に達する日後の最初の4月1日」に改め、同条第2項中「、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第5項中「第9項」を「第10項」に改める。

第29条の3に次の1項を加える。

2　杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。

附　則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(年次有給休暇) 第13条 略 2～5 略 6 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1)～(4) 略 (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 7及び8 略 (介護休暇) 第26条 略 2及び3 略 4 時間を単位とする介護休暇は_____、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。 _____ _____ _____	(年次有給休暇) 第13条 略 2～5 略 6 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1)～(4) 略 (5) 略 (6) 略 7及び8 略 (介護休暇) 第26条 略 2及び3 略 4 時間を単位とする介護休暇は、 申請する当該会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて 、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。 ただし、当該日の他の休暇（前条第1項に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。 5～8 略 (介護時間) 第28条 略 2 介護時間の承認は_____、1日につき当該勤務時間から5時間45分を減じた時間（次項並びに第29条の2第2項及び第3項において「基準時間」という。）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

新	旧
<p>3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認又は第29条の2の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する介護時間の承認については、1日につき基準時間から当該第1号部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4～6 略 (子育て部分休暇)</p> <p>第29条の2 教育委員会は、会計年度任用講師が、当該会計年度任用講師の子であって、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳（次に掲げる場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 子育て部分休暇の承認は_____、1日につき基準時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による第1号部分休業の承認又は第20条の規定による育児時間の承認若しくは第28条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該第1号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 幼稚園職員勤務時間規則第30条の2の2第5項から第10項までの規定は、会計年度任用講師の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。 (子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用講師)</p> <p>第29条の3 略</p> <p>2 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。</p>	<p>3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業_____の承認又は第29条の2の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する介護時間の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4～6 略 (子育て部分休暇)</p> <p>第29条の2 教育委員会は、会計年度任用講師が、当該会計年度任用講師の子であって、満3歳に達した日から満12歳（次に掲げる場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 子育て部分休暇の承認は、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき基準時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認又は第20条の規定による育児時間の承認若しくは第28条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 幼稚園職員勤務時間規則第30条の2の2第5項から第9項までの規定は、会計年度任用講師の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。 (子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用講師)</p> <p>第29条の3 略</p>